

大和市教育委員会3月定例会

日 時 平成24年3月29日

午前10時00分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第1（議案第10号）大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2（議案第11号）大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について

日程第3（議案第12号）大和市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第4（報告第2号）大和市教育委員会職員の人事異動について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 10 号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
について

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 24 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長　滝　澤　正

大和市教育委員会規則第　号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和41年大和市教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を削り、同項第3号中「第3条第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号」
を「第3条第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号」に、「休業日のうち教育委員会の承認を得
て学校長が定めた日」を「休業日」に改め、同号を第2号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

	改正案	現行
(趣旨)		(趣旨)
第1条 略 (勤務日及び勤務時間等)	第1条 略 (勤務日及び勤務時間等)	第1条 略 (勤務日及び勤務時間等)
第2条 略 3 学校給食員の勤務日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。 ① 国民の祝日に規定する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ② 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に規定する休業日	第2条 略 3 学校給食員の勤務日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。 ① 国民の祝日に規定する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ② 朋校記念日 ③ 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する休業日	第2条 略 3 学校給食員の勤務日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。 ① 国民の祝日に規定する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ② 朋校記念日 ③ 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する休業日
第3条 第3条～第5条 略 <u>附 則</u> この規則は、公布の日から施行する。	第3条～第5条 略 4・5 略 第4条 略 第5条 略	第3条～第5条 略 4・5 略 第4条 略 第5条 略

議案第 11 号

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 24 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則

大和市奨学金給付規則(昭和49年2月16日教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校課程(通信制の課程を除く。以下同じ。)」を「高等学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程に限る。)(以下これらを「高等学校等」という。)」に、「修学が困難」を「就学が困難」に改める。

第2条第1号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)」及び「若しくは登録」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 申請日現在で保護者に市税等の滞納がないこと。

第3条第1項中「月額9,000円」を「年額40,000円」に改め、同条第2項中「高等学校課程における正規の最短修業期間」を「1年間」に改め、次のただし書を加える。

ただし、在学する高等学校等の正規の修業期間は、更新申請ができるものとする。

第4条を次のように改める。

(奨学金の給付申請)

第4条 大和市立中学校第3学年に在籍する者で、奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(以下「申請書」という。)に在籍する中学校の長(以下「中学校長」という。)の推薦書を添え、中学校長を経由して大和市教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

2 高等学校等第2学年以上の者で、更新申請を希望する者(以下「更新申請者」という。)は、申請書に在籍する高等学校等の長が作成した在学証明書兼報告書を添えて、委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、更新申請を行うことができない。ただし、休学の理由がやむを得ないものと委員会が認めたときは、この限りではない。

(1) 休学しているとき。

(2) 奨学金の給付を必要としない事情が生じたとき。

(3) 市外に転出したとき。

第5条第1項中「、奨学生が欠けたときに補充できる者(以下「補欠奨学生」という。)」を削る。

第6条第1項を削り、同条第2項中「毎年6月、9月、12月及び3月にそれぞれ当月分までの分を」を「9月までに」に改め、ただし書きを削り、同項を同条とする。

第7条に次の1号を加える。

(3) 生活保護法による高等学校等就学費を受給するようになったとき。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とし、第12条を第9条とし、第13条を第10条とする。

別表第3号様式の項様式の名称の欄を次のように改める。

在学証明書兼報告書

別表第8号様式の項、第9号様式の項、第10号様式の項、第11号様式の項及び第12号様式の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、奨学生として決定を受けている者に対する奨学金の給付等については、なお従前の例による。

大和市奨学生金給付規則新旧対照表

	改正案	現行
○大和市奨学生金給付規則	昭和 49 年 2 月 16 日 教委規則第 2 号	○大和市奨学生金給付規則 昭和 49 年 2 月 16 日 教委規則第 2 号
(目的)	(目的)	(目的)
第 1 条 この規則は、経済的理由により、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程に限る。)(以下これらを「高等学校等」という。)への就学が困難な者に対して、奨学金を給付し、もつて修学を奨励することを目的とする。	第 1 条 この規則は、経済的理由により、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校(通信制の課程を除く。以下同じ。)への修学が困難な者に対して、奨学金を給付し、もつて修学を奨励することを目的とする。	第 1 条 この規則は、経済的理由により、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校(通信制の課程を除く。以下同じ。)への修学が困難な者に対して、奨学金を給付し、もつて修学を奨励することを目的とする。
(奨学生の受給資格)	(奨学生の受給資格)	(奨学生の受給資格)
第 2 条 様	第 2 条 様	第 2 条 様
(1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記載されている者で、かつ、本市に引き続き 1 年以上居住していること。	(1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記載されている者で、かつ、本市に引き続き 1 年以上居住していること。	(1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)により記載若しくは登録されている者で、かつ、本市に引き続き 1 年以上居住していること。
(2)(3) 様	(2)(3) 様	(2)(3) 様
(4) 申請日現在で保護者に市税等の滞納がないこと。		
(奨学生の額及び給付期間)		
第 3 条 奨学生の額は、年額 40,000 円とする。		
2 前項に規定する奨学生の給付期間は、1 年間とする。ただし、在学する高等学校等の正規の修業期間は、更新申請ができるものとする。		
(奨学生の給付申請)		

第4条 大和市立中学校第3学年に在籍する者で、奨学生の給付を受けようとする者は、奨学生給付申請書(以下「申請書」という。)に在籍する中学校の長(以下「中学校長」という。)の推薦書を添え、中学校長を経由して教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

第4条 奨学生の給付を受けようとする者は、奨学生給付申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添え、在学中学校長を経由して教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

(1) 在学中学校長の推薦書

- (2) 住民票の写し(世帯全員)又は外国人登録証明書
- (3) 家庭状況調査書
- (4) 健康診断書
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類

2 高等学校等第2学年以上の者で、更新申請を希望する者(以下「更新申請者」という。)は、申請書に在籍する高等学校等の長が作成した在学証明書兼報告書を添えて、委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、更新申請を行なうことができない。ただし、休学の理由がやむを得ないものと委員会が認めたときは、この限りではない。

- (1) 休学しているとき。
- (2) 奨学生の給付を必要としない事情が生じたとき。
- (3) 市外に転出したとき。

(奨学生の決定及び誓約書の提出)

第5条 委員会は、前条の規定により申請があつたときは、大和市奨学生選考審査会(以下「審査会」という。)に諮り、奨学生の給付を受けることが適当であると認められる者(以下「奨学生」という。)、及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。

第5条 委員会は、前条の規定により申請があつたときは、大和市奨学生選考審査会(以下「審査会」という。)に諮り、奨学生の給付を受けることが適当であると認められると認められる者(以下「奨学生」という。)、奨学生が欠けたときに補充できる者(以下「補欠奨学生」という。)及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。

2・3 略

(奨学生の給付方法)

第 6 条 奨学生は、9月までに口座振込みにより給付する。

(奨学生の給付方法)

第 6 条 委員会は、当該奨学生について在学証明書等により就学状況を確認したうえ、当該年度に係る給付を決定し、奨学生給付決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。

2 奨学生は、毎年 6 月、9 月、12 月及び 3 月にそれぞれ当月分までの分を口座振込により給付する。ただし、給付を停止した場合において、未給付分があるときは随時給付することができる。

(届出の義務)

第 7 条 略

(1)(2) 略

(3) 生活保護法による高等学校等就学費を受給するようになつたとき。

(奨学生の給付停止等)

第 8 条 委員会は、奨学生が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月から奨学生の給付を停止することができる。

2 委員会は、奨学生が次の各号の 1 に該当するに至った場合は、その該当するに至った日の属する月から奨学生としての決定を廃止することができる。

(1) 退学したとき。

(2) 学業成績が著しく低下し、性行が不良と認めたとき。

(3) 奨学生の給付を必要としない事情が生じたとき。

(4) 市外に転出したとき。

(5) その他奨学生として不適当と認めたとき。

3 委員会は、前 2 項の規定により奨学生の給付を停止したとき、又は奨学生としての決定を廃止することができる。

4 心身の障害その他を得ない事情のため休学した授学生が復学した場合は、奨学生の給付を復活することができる。

(復活の手続き)

第 9 条 前条第 4 項の規定により、奨学生の給付を復活しようとする者は、奨学生復活承認申請書を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、奨学生給付復活の可否を決定して、奨学生給付復活決定通知書により、本人及び保護者に通知するものとする。

(奨学生の補充)

第 10 条 委員会は、第 5 条第 3 項の規定により辞退があつたとき、又は第 8 条第 2 項の規定によりの決定を廃止したときは、同学年の
補欠奨学生から補充することができる。

2 前項の規定により奨学生を補充したときは、奨学生補充決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。

3 前項の規定により補充された奨学生については、第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(奨学生の返還)

第 11 条 略

(様式)

第 12 条 略

(委任)

第 13 条 略

附 則
(施行期日)

(奨学生の返還)

第 8 条 略

(様式)

第 9 条 略

(委任)

第 10 条 略

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定
は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、奨学生として決定を受けている者に対する
奨学金の給付等については、なお従前の例による。

別表

様式番号	様式の名称	関係条文	様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	奨学生給付申請書	第4条	第1号様式	奨学生給付申請書	第4条
第2号様式	推薦書	第4条	第2号様式	推薦書	第4条
第3号様式	在学証明書兼報告書	第4条	第3号様式	家庭状況調査	第4条
第4号様式	奨学生選考決定通知書	第5条	第4号様式	奨学生選考決定通知書	第5条
第5号様式	誓約書	第5条	第5号様式	誓約書	第5条
第6号様式	奨学生給付決定通知書	第6条	第6号様式	奨学生給付決定通知書	第6条
第7号様式	奨学生異動届	第7条	第7号様式	奨学生異動届	第7条
			第8号様式	奨学生給付停止通知書	第8条
			第9号様式	奨学生廃止通知書	第8条
			第10号様式	奨学生復活承認申請書	第9条
			第11号様式	奨学生給付復活決定通知書	第9条
			第12号様式	奨学生補充決定通知書	第10条

議案第 12 号

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 24 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正